

令和3年(2021年)1月13日

西宮市立学校園保護者様

西宮市教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた学校園における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より本市の教育活動に、ご理解とご支援を賜りお礼申し上げます。

さて、本日、兵庫県全域が、国による新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言の対象地域に特定されました。本市としましては、緊急事態宣言が発出されたことを踏まえつつ、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行ってまいります。

各家庭におかれましても下記の内容について、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 教育活動

(1)緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行ってまいります。

(2)緊急事態宣言が発出されている期間(2月7日まで)は、県外における活動(修学旅行及び校外学習を含む、受験及び就職活動を除く)を行いません。

2 部活動

(1)十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。また、活動時間は、「西宮市立中学校の部活動方針」、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施とします。

(2)令和3年2月7日までの間(緊急事態宣言が発出されている期間)は、大会(※を除く)、練習試合、合宿は行いません。

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ってまいります。

(裏面に続く)

3 ご家庭へのお願い

○各家庭において、引き続き、次のような感染予防対策をお願いします。

(1) 感染源を絶つ

発熱や咳などの風邪のような症状が見られるときは自宅で休養させてください。

本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、登校を控えていただきますようお願いいたします。(学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置)

また、感染拡大の防止の観点から、健康状態の確認(検温等)を行ってください。

(2) 感染経路を絶つ

手洗いや咳エチケットを徹底してください。

(3) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事をとり、規則正しい生活をお願いします。

(4) 20時以降の不要不急の外出を自粛いただきますようお願いいたします。

(5) 受験及び就職活動にあたっては、児童生徒の事前の体調管理とあわせ、同居の家族等を含めた感染防止対策の徹底をお願いいたします。

4 参考

(1) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理

マニュアル～学校における新しい生活様式～」<2020.12.3Ver5>

(文部科学省)



(2) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を

踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」

(文部科学省 令和3年1月8日)



(3) 「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」

(兵庫県 令和3年1月12日改定)



以上